主要な政策に係る政策評価の事前分析表(令和3年度実施政策)

(総務省R3-①)

												(税労省113一世)	
政策 (※1)名		政策17:恩給行政の推進								作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付恩給管理官 熊木 利行		
政策の概要		恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相	した受給者等に対する	ゥサービス <i>の</i>	担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付 恩給管理官室		分野【政策体系上の 位置付け】	国民生活と安心・安全				
		[最終アウトカム]:高齢化が進んでいた [中間アウトカム]:恩給受給者の平均 遺族の方々の生活:	年齢は90歳を超えて	おり、その街		進んでいる	現状を踏まえ、国	家のために身命を賭 層の行政サービスの「	して尽くされた旧軍人等とも 可上を図る。	令和6年8月			
		測定指標					年度ごとの目標		(値)				
		(数字に〇を付した測定指標は、主要	基準(値)		目標(値)			年度ごとの実績(イ	(※2) 測5			を目標と測定指標の関係性(因果関係) 、準・目標年度)の設定の根拠	
		な測定指標)		基準年度		目標年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		20 I IX (IE) (A)		
	部内会議で恩給請 求処理状況を適宜セ 握改善を行うことにとい り、恩給請求の適切 な処理を図ること	標準処理期間における処理率 (標準処理期間内処理件数/ 総処理件数) <アウトプット指標>	86.5% (令和2年度 実績値)	令和 2年度	令和2年度実績値 以上	令和 5年度	令和2年度実利以上 以上	養値 令和3年度実績以上	責値 令和 4 年度実績値 以上	ただこまでは、大きなには、大きなには、大きなには、大きなには、大きない、大きない、大きない、大きない、、他では、大きない、、他では、大きない、、他では、大きない、、は、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない、大きない	には、恩給請求に対し、 標準処理期間(申請 情楽要すべき標準的な 件当たりの処理に期間 のの処理に期間 処理に対しては、令和 にと実績を基準とする にと実績値 以理とするたっ 間内の処理とするたっ 別刊握し、必要標準 等における標準 とにおける標準 とによける標準 とにより、 の人の処理 といる標準 とにより、 の人の便理 とにより、 の人の便理 とにより、 により、 にはいる標準 といる には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	め、恩給請求の処理状況については部内 に改善を図ることとする。 型期間(主なもの) 腹障害の子からの請求は1.5月)	
恩給受給者等 に対するサー ビスの向上	相談電話混雑時間 帯の相談体制の強 化など恩給電話相談 対応の充実を図ること	恩給相談電話対応率 (対応件数/着信件数) <アウトブット指標>	89.7% (平成30年度〜 令和2年度の 平均値)	令和 2年度	令和 2 年度 ~ 令和 4 年度の 平均値以上	令和 5年度	89.7%以上	令和元年度 ~3年度の 平均値以上 -	~ 4 年度の	ただくたかでいます。ただし、といいになるができたが、はるものでは、というでは、というでは、これでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	には、恩給相談対応の のとなっており、主たる いとなっており、主たる いとなっており、主たる いとを通じ、相談者の ビス向上を図るための 下回る場合には、基準 。合受給者数(予算人員 隻:325千人、令和元年	のことに鑑みると、安心して恩給を受給してい の方実を図ることが重要である。恩給相談の ることが可能であるが、そのほとんどが電 る相談ツールである恩給相談電話への対応 待ち時間を減らすことができると考えられる の指標として設定した(過去3年間の実績 値を用いる。)の平均値を基準として目標) :度:272千人、令和2年度:226千人、令和3	

	恩給相談に的確かつ丁寧に対応するための体制整備	3	恩給相談対応の技術向上に向けた取組 <アウトプット指標>	個徽受丁いめに的宛知定置(講ほのン有果するあり、対なに、ない計者か毎グを、る苦っのりに応報と、現代を、のりにがが対ト(し年に修の別に応統明は特別が、明に実恩説情たいのりに応がして、ない計者が毎グを、る苦って、ない計者が毎グを、る苦った。と、と、と、と、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	令和 2年度	相談対応 術向上に 組を	向けた取	令和 5年度	術向上に	職員の技向けた取実施	相談対応取術向上に「組を引	句けた取 術	目談対応職員の 所向上に向けす 組を実施	と取 受 たが が が	合者等の高齢化が進んでいることに鑑みると、 ど(ためには、 恩給相談に的確かつ丁寧に対応 重要である。 相談に対応する職員の恩給相談 と、的確な相談対応が可能になると考え、 指標	する体制を整備すること 技術の向上に努めることを
	達成手段 (開始年度)				予算額(執行額)(※3)				関連する 指標						令和3年度行政事業 レビュー事業番号	
	(開始年度)				令和元年度 令和2年度 令和3年度					4)						レレューサ未留り
(1)	(1) 恩給支給事業(昭和元年度以前)				※ 5				1~3	※ 5					0166	
(2)	(2) 恩給法(大正12年)				-				1~3	恩給の受給対象者、種類、諸手続等について規定するもの。						
		198.946百万円 164.761百万円 405.000天工円					ボリる内閣の主女以		施政方針演説等の名称 年月 [F月日	関係部分(抜粋)				
政策の予算額・執行額						61日カロ 46百万円) 135,983百フ		百万円	策(施政方針演説等 もの)		うち主な	_		_	-	

^{※1} 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当するものである。

^{※2 「}年度ごとの実績(値)」欄の括弧書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

^{※3} 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

^{※4} 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を選定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「一」となることがある。

^{※5} 総務省令和3年度行政事業レビュー(https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou3.html)を参照